

令和 5 年

# 宝達志水町議会会議録

第 2 回定例会

令和 5 年 6 月 8 日 開会

令和 5 年 6 月 16 日 閉会

宝達志水町議会

## 本定例会に付議された議案件名

- 議案第29号 令和5年度宝達志水町一般会計補正予算（第2号）
- 議案第30号 令和5年度宝達志水町水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第31号 令和5年度宝達志水町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第32号 宝達志水町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 議案第33号 統合小学校（押水小学校）改修工事請負契約の締結について
- 議案第34号 統合小学校（志桜小学校）改修工事請負契約の締結について
- 同意第8号 農業委員会委員の任命について
- 同意第9号 農業委員会委員の任命について
- 同意第10号 農業委員会委員の任命について
- 同意第11号 農業委員会委員の任命について
- 同意第12号 農業委員会委員の任命について
- 同意第13号 農業委員会委員の任命について
- 同意第14号 農業委員会委員の任命について
- 同意第15号 農業委員会委員の任命について
- 同意第16号 農業委員会委員の任命について
- 同意第17号 農業委員会委員の任命について
- 同意第18号 農業委員会委員の任命について
- 同意第19号 農業委員会委員の任命について
- 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 報告第3号 専決処分の報告について
- 専決第1号 令和4年度宝達志水町一般会計補正予算（第13号）
- 報告第4号 専決処分の報告について
- 専決第2号 令和4年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 報告第5号 専決処分の報告について
- 専決第3号 令和4年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

- 報告第6号 専決処分の報告について
- 専決第4号 令和4年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第5号）
- 報告第7号 専決処分の報告について
- 専決第5号 令和4年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第3号）
- 報告第8号 専決処分の報告について
- 専決第6号 令和4年度宝達志水町病院事業会計補正予算（第5号）
- 報告第9号 令和4年度宝達志水町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第10号 令和4年度宝達志水町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 報告第11号 専決処分の報告について
- 専決第7号 宝達志水町税条例の一部を改正する条例について
- 報告第12号 専決処分の報告について
- 専決第8号 宝達志水町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 報告第13号 専決処分の報告について
- 専決第9号 宝達志水町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 報告第14号 専決処分の報告について
- 専決第10号 宝達志水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 報告第15号 専決処分の報告について
- 専決第11号 専決処分書（損害賠償の額を定め和解することについて）

令和5年6月8日（木曜日）

◎出席議員

1 番	松 本 由理子	7 番	林 稔
2 番	西 塔 正 樹	8 番	塚 本 勇 仁
3 番	松 井 世己子	9 番	久 保 喜 六
4 番	岩 根 信 水	10 番	守 田 幸 則
5 番	勝 二 正 人	11 番	北 本 俊 一
6 番	松 浦 文 治	12 番	北 信 幸

◎欠席議員

な し

◎職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 浜 坂 浩 幸  
次 長 十 丸 幸 代

◎説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長 寶 達 典 久  
総 務 課 長 岡 田 正 人  
危機管理監兼  
環境安全課長 藤 井 博 樹  
企画情報課長 坂 井 賢  
財 政 課 長 金 田 成 人  
商工観光課長 守 田 幸 浩  
税務住民課長 松 浦 賢 也  
健康福祉課長 山 本 重 之  
健康づくり推進  
室 長 松 坂 久 代

子育て応援室長	中川郷子
農林水産課長	秋田正之
地域整備課長	杉谷克久
会計課長	山本昭弘
宝達志水病院 事務局長	森田哲也
教育長	細江孝
学校教育課長兼 小学校統合準備 室長	安達大治
学校教育課 担当課長	岡本泰
生涯学習課長	宮本孝則

## ◎議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	諸般の報告
日程第4	議案第29号 令和5年度宝達志水町一般会計補正予算（第2号）
日程第5	議案第30号 令和5年度宝達志水町水道事業会計補正予算（第1号）
日程第6	議案第31号 令和5年度宝達志水町下水道事業会計補正予算（第1号）
日程第7	議案第32号 宝達志水町印鑑条例の一部を改正する条例について
日程第8	議案第33号 統合小学校（押水小学校）改修工事請負契約の締結について
日程第9	議案第34号 統合小学校（志桜小学校）改修工事請負契約の締結について
日程第10	同意第8号 農業委員会委員の任命について
日程第11	同意第9号 農業委員会委員の任命について
日程第12	同意第10号 農業委員会委員の任命について
日程第13	同意第11号 農業委員会委員の任命について

日程第14	同意第12号	農業委員会委員の任命について
日程第15	同意第13号	農業委員会委員の任命について
日程第16	同意第14号	農業委員会委員の任命について
日程第17	同意第15号	農業委員会委員の任命について
日程第18	同意第16号	農業委員会委員の任命について
日程第19	同意第17号	農業委員会委員の任命について
日程第20	同意第18号	農業委員会委員の任命について
日程第21	同意第19号	農業委員会委員の任命について
日程第22	諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第23	諮問第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第24	諮問第3号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第25	報告第3号	専決処分の報告について
	専決第1号	令和4年度宝達志水町一般会計補正予算（第13号）
日程第26	報告第4号	専決処分の報告について
	専決第2号	令和4年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第27	報告第5号	専決処分の報告について
	専決第3号	令和4年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
日程第28	報告第6号	専決処分の報告について
	専決第4号	令和4年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第5号）
日程第29	報告第7号	専決処分の報告について
	専決第5号	令和4年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第3号）
日程第30	報告第8号	専決処分の報告について
	専決第6号	令和4年度宝達志水町病院事業会計補正予算（第5号）
日程第31	報告第9号	令和4年度宝達志水町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

- 日程第32 報告第10号 令和4年度宝達志水町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第33 報告第11号 専決処分の報告について  
専決第7号 宝達志水町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第34 報告第12号 専決処分の報告について  
専決第8号 宝達志水町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第35 報告第13号 専決処分の報告について  
専決第9号 宝達志水町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第36 報告第14号 専決処分の報告について  
専決第10号 宝達志水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第37 報告第15号 専決処分の報告について  
専決第11号 専決処分書（損害賠償の額を定め和解することについて）
- 日程第38 同意及び諮問案件に対する質疑・討論の省略
- 日程第39 同意及び諮問案件の採決
- 日程第40 同意及び諮問案件以外の議案に対する質疑
- 日程第41 議案第33号及び議案第34号に対する討論
- 日程第42 議案第33号及び議案第34号の採決
- 日程第43 町政一般についての質問
- 日程第44 議案の委員会付託

◎開会・開議

○議長（林 稔君） あらかじめ申し上げます。

町広報担当課及び報道機関からビデオ、写真撮影の申出がありますので、これを許可いたします。

また、議会の生中継をインターネットで配信しております。

ただいまから令和5年第2回宝達志水町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は12名であります。よって、地方自治法第113条に規定する定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（林 稔君） それでは、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、宝達志水町議会会議規則第127条の規定により、12番 北 信幸君、1番 松本由理子君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（林 稔君） 次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月16日までの9日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 稔君） 御異議ないものと認めます。したがって、会期は本日から6月16日までの9日間に決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（林 稔君） 次に、日程第3 諸般の報告を行います。

まず、「国に対し、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める陳情書」についての陳情1件をお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

次に、監査委員から、令和5年3月及び4月分に関する月例出納検査結果の報告があり



ましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、今定例会の説明員の職・氏名は、一覧表としてお手元に配付のとおりであります。  
これで諸般の報告を終わります。

#### ◎提出議案の上程・説明

○議長（林 稔君） これより本日提出のありました議案第29号 令和5年度宝達志水町一般会計補正予算（第2号）から報告第15号 専決処分の報告について、専決第11号 専決処分書（損害賠償の額を定め和解することについて）までの議案6件、同意12件、諮問3件及び報告13件を一括として議題といたします。

提出者の提案理由を求めます。

町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 本日ここに令和5年第2回宝達志水町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては公私ともに御多忙の折にも関わりませず御参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

開会に当たり、町政を取り巻く諸情勢と本定例会に提案いたしました諸議案の概要について順次御説明を申し上げます。

初めに、奥能登での地震について申し上げます。

先月5日、震度6強の地震が発生し、珠洲市や能登町において甚大な被害が発生しました。被災された方々に対して心からお見舞い申し上げますとともに、早期の復旧を願っております。

本町においては、地震発生後、速やかに情報収集やパトロール等を行い、大きな被害は発生していないことを確認しております。

また、被災地への支援として、珠洲市の災害廃棄物仮置場に運営補助員として3日間、計8名の職員を派遣したほか、役場庁舎に災害義援金の募金箱を設置しております。

本町としては、災害対応力強化のために5月に災害対策本部設置訓練を実施し、初動対応力の向上を図ったほか、今月25日には町防災訓練を予定しております。今後も町民や関係機関等と連携し、安全なまちづくりを進めてまいります。

次に、新型コロナウイルス対策について申し上げます。

国では、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけを、5月8日から季節性イ

ンフルエンザと同じ5類感染症に変更しました。日常生活や社会活動はコロナ前の状況に戻りつつあるものの、今後も体調管理や感染予防といった基本的なウイルス対策を怠らないよう留意が必要です。

なお、ワクチン接種については5月8日から65歳以上の方と5歳から64歳未満の基礎疾患を有する方を対象に、令和5年春接種を開始しております。さらに9月以降、5歳以上の全ての方を対象に令和5年秋接種を実施する予定であり、希望する全ての方が接種を受けられるよう取り組んでまいります。

次に、先進7か国首脳会談について申し上げます。

先般G7サミットが広島で開催されました。被爆地である広島で開催され、岸田総理が核兵器のない世界の実現への明確な意思を表明したこと、そしてロシアの侵攻を受けるウクライナのゼレンスキー大統領が平和の回復を訴えたことは実に意義深いことと考えます。

今回のサミットは、参加国全てが共有する法の支配、自由で開かれた社会、そして平和という価値観を再確認する機会となりました。これらの価値観が守られ、平和な国際社会が実現することを切に願います。

次に、防犯対策について申し上げます。

5月24日、羽咋市内で強盗未遂事件が発生するなど全国的に凶悪犯罪が頻発しております。本町では、羽咋警察署を初めとする防犯関係者と連携して、巡回の強化や注意喚起を行っております。町民の皆様にも防犯意識を高めていただき、身の安全を守るとともに、地域ぐるみでの安全なまちづくりに御協力いただくことをお願い申し上げます。

次に、新たな子どもの遊び場であるほっぴーパークについて申し上げます。

同パークは、子育て支援施策の一つとして4月21日に開園しました。完成記念セレモニーには、子育て支援への御寄附を頂いた宮本氏に御出席いただいたほか、相見保育所の園児が記念の合唱を披露してオープンを飾るにふさわしい華やかなものとなりました。

オープン以降、多くの利用者でにぎわっており、パークが多くの人に安全かつ楽しく利用され、笑顔や歓声があふれる場となることを願っております。

それでは、年定例会に提出いたします令和5年度の補正予算3件、条例1件、契約2件、人事関係15件、また報告関係について順次御説明申し上げます。

まず、議案第29号 令和5年度宝達志水町一般会計補正予算（第2号）についてであります。

今回の補正は、1億1,282万7,000円を追加し、総額を92億7,531万円とするものであり

ます。

歳出の主なものとして、総務費では役場庁舎照明制御盤の更新経費のほか、一般財団法人自治総合センター及び町の助成による各集落への除雪機等の整備費、そして統廃合によって閉校となる各小学校3校の利活用事業を募集するために、跡地及び建物の不動産鑑定委託経費を追加するものであります。

民生費では、物価高騰の影響に対し、家計の負担軽減と地域経済の活性化を図ることを目的に、町民1人当たり3,000円分のほっぴーさん商品券を支給する経費のほか、令和3年度から令和4年度にかけて実施した住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金休符事業等の精算による国庫返還金を追加するものであります。

衛生費では、飼い主のいない猫の避妊・去勢手術に要する費用の一部を助成する経費を追加するものであります。

農林水産業費では、中山間地域等直接支払制度において所司原集落協定に求めている返還金の国・県への返還分を追加するものであります。

商工費では、地元事業者が本町の特産品や観光、文化資源等を活用し、付加価値の高い新たな商品やサービスを開発するための経費の一部補助や県観光連盟が運用する「ほっと石川観光プラン推進ファンド」の運用益による能登ふるさと博実施事業補助金を増額するほか、山の龍宮城の外構工事に要する経費を追加するものであります。

消防費では、1地区の自主防災組織に自治総合センターから除雪機や防災資機材の整備に対する助成金の交付決定があったことから、所要の経費を追加するものであります。

教育費では、志雄小学校敷地内の借地の購入を進めるために、不動産鑑定委託費や志雄小学校が行う農業・農村体験事業に要する経費、青少年国際交流推進事業において燃料サーチャージ料の高騰に伴う費用等を追加するものであります。

歳入には、国庫支出金、県支出金、繰入金、諸収入、町債を充てるものであります。

次に、議案第30号 令和5年度宝達志水町水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、本年1月末の断水を踏まえ、町内全戸の量水器について詳細な位置を記録する台帳の整備経費として、収益的支出に300万3,000円を追加するものであります。

次に、議案第31号 令和5年度宝達志水町下水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

本案は志雄浄化センター建設工事委託に係る業務に関し、資材調達に日数を要すること

から、令和7年度まで限度額を1億1,000円とする債務負担行為を新たに設定するもの  
あります。

続きまして、条例関係について御説明いたします。

議案第32号 宝達志水町印鑑条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、コンビニエンスストア等の多機能端末で印鑑登録証明書を取得する場合に  
現在のマイナンバーカードに加え、スマートフォン等でも取得が可能とするものであ  
ります。

続きまして、契約関係について御説明いたします。

議案第33号及び第34号の契約案件は、予定価格が5,000万円以上の工事について、  
宝達志水町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の  
規定により、議会の議決を賜りたいとするものであります。

議案の概要は建築電気設備、機械設備の大規模改修について、第33号では現在の相  
見小学校における工事について、兼六・勝二特定建設工事共同企業体と5億8,300万  
円で、第34号は現在の志雄小学校における工事について、真柄・免田特定建設工事共  
同企業体と6億9,850万円で、それぞれ契約を締結したいとするものであります。

次に、同意第8号から同意第19号 農業委員会委員の任命についてであります。

本案は、現委員の任期満了に伴い、新たに委員を任命するものであります。

委員には、いずれも宝達志水町の免田イ50番地、太田永作氏、正友ト72番1地、金  
田一義氏、上田カ150番地、宮本優美氏、河原ハ19番地、水本善友氏、今浜タ171番地、  
野田秀次氏、小川ハ43番地、中村辰生氏、柳瀬ト14番地、網 吉裕氏、敷浪へ161番  
地、面澤紀久雄氏、聖川ト64番地、島田清一氏、下石ハ109番地、上月正美氏、走入  
チ29番地、森本信良氏、菅原ア57番地、中村一茂氏。

以上12名を任命いたしたく、農業委員会等に関する法律の規定により議会の同意を  
求めるものであります。

次に、諮問第1号から諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることに  
ついてであります。

本案は、本年9月30日をもって任期満了となる3名の人権擁護委員について、いず  
れも宝達志水町の吉野家ワ8番地、山本君枝氏を新任として、また敷浪ト14番地、津  
田悦子氏、所司原ヤ68番地、井上恵子氏の両名を再任として法務大臣に推薦いたした  
く、議会の意見を求めるものであります。

任期満了により退任される國井氏におかれましては、人権擁護委員として人権思想の普及高揚にご尽力されましたことに対し、深く感謝申し上げます。

続いて、報告第3号から報告第8号までの6件は、令和4年度における各会計の補正予算に係る専決処分の承認を求めるものであり、いずれも事務事業の精算が主なものであります。

まず、報告第3号 令和4年度宝達志水町一般会計補正予算（第13号）の専決処分についてであります。

今回の補正では、5,165万8,000円を減額し、総額を89億1,852万4,000円としたものであります。

歳入では、地方譲与税等の交付額の確定と国・県支出金、町債等の特定財源についての補正が主なものであります。

歳出では、基金積立金、温泉施設運営費で追加を行うほか、財源組替えを行ったものであります。

次に、報告第4号 令和4年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の専決処分については、3,050万5,000円を減額し、総額を14億9,668万円としたものであります。

次に、報告第5号 令和4年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の専決処分については、176万8,000円を減額し、総額を2億2,479万2,000円としたものであります。

次に、報告第6号 令和4年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分については、5,051万4,000円を減額し、総額を17億3,509万7,000円としたものであります。

次に、報告第7号 令和4年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第3号）については、533万8,000円を減額し、総額を6,996万6,000円としたものであります。

次に、報告第8号 令和4年度宝達志水町病院事業会計補正予算（第5号）については、基金積立金として資本的支出に1,000円を追加するものであります。

次に、報告第9号 令和4年度宝達志水町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告については、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

繰り越す事業は10事業で、総額3億9,285万3,270円であります。いずれも予算措置後の事業執行に不測の日数を要したことや国の予算補正により年度内に事業を完了することができなかつたもので、適切な予算執行のため令和5年度へ繰り越したものであります。

次に、報告第10号については、下水道事業会計において資材調達に不測の日数を要し、年度内に事業を完了することができなかつたことから、適切な予算執行のため、令和5年度へ繰り越したものであり、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものであります。

次に、報告第11号 宝達志水町税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告についてであります。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律等が公布・施行されたことに伴い、個人町民税の森林環境税の徴収方法等の規定や扶養親族等申告書の簡素化、固定資産税の長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションについての固定資産税の減額、軽自動車税の特定小型原動機付自転車の種別割区分や環境性能割の税率区分、種別割のグリーン化特例の見直しについて所要の改正を行ったものであります。

次に、報告第12号 宝達志水町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告についてであります。

本案は、半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、不均一課税の適用期限の改正などの見直しを行ったものであります。

次に、報告第13号 宝達志水町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告についてであります。

本案は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、不均一課税の適用期限の改正を行ったものであります。

次に、報告第14号 宝達志水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告についてであります。

これは、地方税法施行令等の政令の一部改正に伴い、国民健康保険税の限度額の引上げなど所要の改正を行ったものであります。

次に、報告第15号 損害賠償の額を定め、和解することについての専決処分についてであります。

事故の概要は、本年3月3日、宝達志水消防署敷地内で町職員が運転する公用車が建物に接触し、外壁を破損させたものであります。本件における損害賠償金の支払いと和解については、議会において専決処分事項に指定されている損害賠償額の範囲内であるため、専決処分を行ったものであります。

また、このような事故が発生しないよう、今後、職員に対して安全運転の徹底を図ってまいります。

以上で案件の概要について説明させていただきましたが、何とぞ慎重なる御審議の上、適切なる御決議を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（林 稔君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

#### ◎同意及び諮問案件に対する質疑・討論の省略

○議長（林 稔君） お諮りいたします。同意第8号から同意第19号までの同意12件及び諮問第1号から諮問第3号までの諮問3件は、人事案件につき、質疑・討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 稔君） 御異議ないものと認めます。したがって、同意第8号から同意第19号までの同意12件及び諮問第1号から諮問第3号までの諮問3件は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

#### ◎同意及び諮問案件の採決

○議長（林 稔君） これより採決を行います。

まず、同意第8号 農業委員会委員の任命についてから同意第19号 農業委員会委員の任命についてまでの同意12件を一括して採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 稔君） 御異議ないものと認めます。したがって、同意第8号から同意第19号までの同意12件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてから諮問第3

号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてまでの諮問3件を一括して採決いたします。

本案は原案のとおり、人権擁護委員候補者として適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 稔君） 御異議ないものと認めます。したがって、諮問第1号から諮問第3号までの諮問3件は、原案のとおり適任とすることに決定いたしました。

#### ◎同意及び諮問案件以外の議案に対する質疑

○議長（林 稔君） ここで、同意及び諮問案件以外の議案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

12番 北 信幸君。

〔12番 北 信幸君 登壇〕

○12番（北 信幸君） お尋ねをしたいと思います。

提案理由の説明の中で、農林水産業費中山間地直接支払交付金制度についてであります。今定例会には66万7,000円、県25、国50%の返還金かと思っておりますが、私は以前にも執行部、町長の条例で給料、歳費を減額するというので、私はそれには反対をさせていただきました。まだこういったものが全て解決していないのに、執行部がまたそれは時期が尚早じゃないかという意味で反対をさせていただきました。

例えば、そういった減額一切せずにそのままおるのも一つの方法、3か月あるいは半年、1年、それも一つの方法だと思っております。そして、私はあの同意には反対をさせていただきました。

今回、所司原集落の管理組合が90万円弱の町からの返還を求めておるんですが、この提案理由を見ますと、この書かれた現在かと思っておりますが、その間に町に対して返還をされているのか、されていないのかお聞きしたいなと思っております。

これにしても、先般までは、まだその支払いに応じていないということを報道機関にはよく書かれておりますが、どういった理由でその償還をなされていないのか、そういった理由も町農林水産課、執行部には届いておると思っておりますけれども、その理由と、なぜ今日現在、昨日あるいはおとといにこれ納付されておるかもしれませんけれども、現在の状況とこの理由について教えていただければなと思っております。

○議長（林 稔君） 町長 寶達典久君。



〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 北議員の御質疑にお答えをいたします。

返還金については現在まで支払い、返還がされておられません。そして、その理由につきましては、集落の組織内において合意が図られていないと、そのような理由でございます。そして、これまでの間、返還の通知をした以降も、我々としては再三再四お願いしておるところではございますが、組織内でのまだ協議途中ということで、まだ進展がないと、そういう状況でございます。

以上です。

○議長（林 稔君） 12番 北 信幸君。

〔12番 北 信幸君 登壇〕

○12番（北 信幸君） 今日現在には、そういった90万円弱、88万8,900幾らでしたかね、返還されていない。管理組合内で、そういったことが全員一致にならんということで返納されておらんというような意味合いでございましたけれども、それにまた先立って、我が町は国・県に返納しなければいけない、66万7,000円。何かこれ矛盾して順序が逆のような気が我々するんですが、町が調査した中では、それだけが補助金対象にならないということで、90万円弱の返納を命令しておると思っておるんですが、我々議会としても、当時、百条委員会を設置していただきたい、もっと調査をしたいということで、いろいろなことを申し上げたんですが、それもままならず、町独自で調査した中での町独自の調査の中での90万円弱の金額です。

今、地元から告発状も提出されたということも新聞等々に出ておりましたけれども、それは我々の全然手の届く範囲ではございません。だから、そうしてありありと行政が支援した補助金の中で90万円が不透明だということで返還命令をしておるにもかかわらず、なぜそのときの管理組合がそれに応じないのかということを知りたかったんですが、組合の中でまとまっていないというような御答弁でございましたけれども、延滞金も14%がかかっているということも報道されておりますけれども、きちっとした対応、対策をして今後進めていっていただければなど、このように思いますので、よろしくお願いします。

○議長（林 稔君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 12番 北議員の御質疑にお答えをいたします。

最後に、しっかりとした対応をとということでございましたので、これにつきまして

は、ただいまの御発言も受けまして、改めてそのように気を引き締めてやっていかなければならないと思っておる次第でございますので、今後も集落に対して対応していきたいと思っております。

今回、予算を上げておるのは、返還があつてから返すわけではございますけれども、そのための受けとなるものですね、会計返還金を受け入れるための用意として、今回計上しているものでございます。当然でございますが、国・県へ支払うのは返還金が入ってからということになります。ということもございますので、しっかりと早期にお支払いいただけるようお願いしてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（林 稔君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（林 稔君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

#### ◎議案第33号及び議案第34号に対する討論

○議長（林 稔君） 次に、議案第33号 統合小学校（押水小学校）改修工事請負契約の締結について及び議案第34号 統合小学校（志桜小学校）改修工事請負契約の締結についての2件は、期日の関係もありますので、先に討論・採決を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 稔君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第33号及び議案第34号の2件は、先に討論・採決することに決定いたしました。

次に、議案第33号及び議案第34号の2件について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（林 稔君） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

#### ◎採 決

○議長（林 稔君） これより採決に入ります。

議案第33号 統合小学校（押水小学校）改修工事請負契約の締結についてを採決します。  
この採決は起立により行います。

議案第33号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林 稔君） 起立全員です。したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

○議長（林 稔君） 次に、議案第34号 統合小学校（志桜小学校）改修工事請負の契約についてを採決します。

この採決は起立により行います。

議案第34号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林 稔君） 起立全員です。したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

#### ◎町政についての質問

○議長（林 稔君） 次に、一般質問を行います。

会議規則第61条第2項の規定により一般質問の通告がありましたので、発言を許します。

3番 松井世己子君。

〔3番 松井世己子君 登壇〕

○3番（松井世己子君） 宝の郷プロジェクト、旧農業短大農場跡地に若者に人気のオートキャンプ場ができないか（県の遊休地利活用について）。

1、宝の郷プロジェクト、旧農業短大農場跡地に今、人気のイチョウ並木の上に、若者に大変人気のあるオートキャンプ場ができないか。宝の郷、またはイチョウの丘キャンプ場、夕日の見える丘キャンプ場などイメージしやすい名前でアピール。広い敷地と見晴らしは日本海も見え、景色は抜群、沈む夕日はきれいだ。今、若い世代やファミリーにキャンプは手軽で人気がある。子どもの簡単な遊び場があったり、バーベキューができるとよい。管理棟は要るが、シルバーまたはシルバーを辞められた地域の方になっていただき、トイレの設置と水道場の設置、利用料金1,500円から2,000円ぐらい。少しかかっても大丈夫かなと思います。町のスーパーや直売所で材料を買ってもらい、地元にお金を落とす工夫など考える。県の遊休地だと聞く。県にお願いし、利活用させていただき、若者が来る魅力あるまちづくりを提案したい。遊ばせておくのはもったいないです。

南北シャトル便について（アルビス羽咋病院行き）。

2、南北シャトル便について（アルビス羽咋病院行き）は、奇数日と偶数日に分けての運行は大変よいと思いますが、運行時間帯は午前10時から12時に帰る予定、また午後1時から3時に帰る予定があるとありがたいそうです。昼からの往復羽咋方面でアルビス、病院便を1便だけでもできないか。今は片道だけで不便ですので、御配慮をお願いしたいです。

道路愛護、河川愛護の燃料代を個人に地域通貨で渡し、地域の活性化につなげられないか。

道路愛護と河川愛護のとき、区へ町から草刈り作業の燃料代として補助金があるが、その金額を地域通貨として作業された個人個人に例えば300円ぐらいでも渡せば、大変でしょうが、町のお店を使うきっかけとなり、町の活性化につながるのではないかと思います。

国道159号線、宿こぶしパークからコブシの植わっている区間を通称（愛称）こぶし街道またはこぶしロードにできないか。

4、国道159号線、宿こぶしパークからコブシの植わっている区間を通称（愛称）こぶし街道またはこぶしロードにできないかと。国道159号線の両脇には旧押水町の町花のコブシの木が植えてあり、咲くと白い花が可憐できれいです。今は剪定され、今年は白い花は少なかったが、両側にコブシの木が続くと、車で走っていても緑の葉が感じがよく、気持ちいいです。末森場跡地ということもあり、歴史探訪の道として相乗効果につながるのでは。町の皆さんも愛着を感じ、覚えやすいと思います。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（林 稔君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 3番 松井議員の御質問にお答えします。

旧農業短大農場の跡地でのオートキャンプ場の整備についてですが、当地はイチョウ並木の美しさが人気を博しているほか、宝達山から続く緑豊かな環境で眺望もよく、自然のすばらしさを満喫できることから、オートキャンプ場の適地になり得ると考えられます。

しかしながら、安定的な経営を行うためには資金面や人材面、運営ノウハウの面で課題があると考えられます。また、競合となるキャンプ場が多くある中で強みを発揮し、競争力を持つことは容易ではないと考えます。こうしたことから、御提案のような町が主体となったキャンプ場の設置は困難であると考えております。

一方で、御提案のように当地の環境を生かした活用は好ましいことと考えますので、そのような活用について、例えば民間から意欲ある御提案があれば、所有者である県と協議

する等の対応をいたしたいと考えております。

また、道路愛護及び河川愛護については、暑い中厳しい作業にもかかわらず、多くの方に御協力いただいておりますことに、この場をお借りして深く感謝申し上げます。

地域のために非常に重要な取組であり、私といたしましては皆様の御協力に感謝しつつ、安全と環境保全のために今後も町一丸となって取り組ませていただきたいと考えております。

私からは以上です。

○議長（林 稔君） 企画情報課長 坂井 賢君。

〔企画情報課長 坂井 賢君 登壇〕

○企画情報課長（坂井 賢君） 3番 松井議員の御質問にお答えします。

私からは南北シャトルについてお答えします。

南北シャトルにつきましては、コミュニティーバスのルートの制約による不便さを解消するとともに、デマンドタクシーの運行負担低減を通じたサービスの向上を目指しまして、押水地区と志雄地区や羽咋市を結ぶ区間で昨年10月から新たに運行を開始しております。

増便の御提案についてですが、帰り便がない時間帯につきましては、デマンドタクシーの14時20分、16時の便を南北シャトルと同額の運賃で利用することが可能です。

昨年配布しました宝達志水町公共交通時刻表にも詳細が記載されていますので、そちらを御参照の上、御利用いただきたいというふうに思います。

町としましては、引き続き利用状況やニーズを調査し、それを基にサービスの改善に取り組んでまいります。御意見や御提案は地域公共交通会議において共有・検討し、公共交通の利便性向上につなげたいと考えております。

以上でございます。

○議長（林 稔君） 地域整備課長 杉谷克久君。

〔地域整備課長 杉谷克久君 登壇〕

○地域整備課長（杉谷克久君） 3番 松井議員の御質問にお答えします。

町は、河川愛護や道路愛護で御協力いただいた集落に対して、草刈り機の燃料代として1台当たり1リットル分を支給しています。この燃料代を地域通貨で支給するという御提案についてですが、草刈り機の使用者の把握や通貨の支給等で各集落に負担が生じることも予想されますので、導入は難しいと考えております。

次に、こぶしロードの御提案についてですが、国道159号の宿から免田までの区間につ

いては平成2年に開通し、「押水バイパス」の名称で呼ばれております。この区間には旧押水町の町花であるコブシの花が沿道に植えられており、花の季節にはその美しい風景が楽しめます。

御提案いただいた「こぶしロード」への名称変更については、地域の特色を象徴する意義はありますが、現行の「押水バイパス」の名称は既に広く認知されており、現段階ではこれを継続することが適切であると考えております。

以上でございます。

○議長（林 稔君） 3番 松井世己子君。

〔3番 松井世己子君 登壇〕

○3番（松井世己子君） 町長さんがおっしゃいました宝の郷プロジェクト、本当にうれしいお話だったんですけども、私、県の放牧場ありますね。県の放牧場は今、ナカヤマエッグさんが使用しています、実際に。そういう例もあるんですから、やる気があればできると思います。民間のそれもありますけれども、やっぱり町のやる気ではないかなと思います。あんないい場所もったいないです。

それから、また続けてやっていきますね。

シャトルバスに関しましてですけれども、デマンドタクシーで使うようお話もされましたけれども、次回の役員会でアルビス、羽咋病院の昼からの帰りの1便、3時頃に着く予定を、やっぱり町民から少しでもしてほしいと言っておいでますので、今度の役員会ですね、少しでも早めにして、町民の意見に少しでも沿ってあげるようにまた努力、検討、課長さんまたよろしく願います。

そして、地域通貨なんですけれども、地域通貨、確かにやっぱり負担金、なかなか難しいというのも分かるんですけれども、やっぱり地域の通貨を使うきっかけとしての提案なんですよ。だから、たまたま草刈りのそういう燃料代としましたんですけれども、これを一つの案といたしまして、ほかのことで地域通貨を使うやっぱりきっかけ、それから町が区へちょっと出す補助金に関して、そういう考え方のやっぱり案ですかね、たまたまそれが今の道路愛護と河川愛護のときの油代に少しでも上げられればと言ったんです。それが、とにかく一つの地域通貨をきっかけの案ですね、それで言ったつもりです。

それから、国道159号ですね。それについては私、課長さんがちょっと勉強されたらとおっしゃったものですから、私、国土交通省は女性の会が2回表彰を受けまして、意外と行きやすくなっていますので、お話ししてきましたら、町のほうがお話で、この話合いで

やったらって、そうおっしゃったものですから、ちょっと残念だったなと思いました。

町のほうではちょっとやっぱり押水バイパス、それはなっていますけれども、そのちょっとの区間ですね、宿の道の駅かな、植わっている、その区間をコブシが植わっているから私にお話しされた方がそういう名前に愛称、通称と言うらしいんですけども、愛称と、全部じゃなくてその区間だけですので、そうすれば皆さんも子どもたちも名前が覚えやすいし、「押水バイパス」だけだったらちょっとニュアンス的に皆さんもコブシが植わっている区間やなと思って、皆さんが全国でも「アップルロード」とかいろいろありますので、そういうような感じで愛称で、そんなに伝えたものです。ちょっと残念ですけども、一応国土交通省さんはそんなに話合いがうまく、町との話合いでうまくいけばと言っていましたけれども、ちょっと残念ですね。

以上です。

○議長（林 稔君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 3番 松井議員の再質問にお答えをいたします。

まず、キャンプ場についてですけども、やる気があればということで再度御提案いただきまして、そういった気持ちとか言葉というのは私、本当に大事だと思っております。

やる気というのは本当に大事です。それをもって頑張ればということも一案ではあるんですが、やっぱりキャンプの文化というんですかね、そういうのも大変成熟してしまっていて、いろいろな方がそれぞれのスタイルで、好みでなさる。そんな方を受け入れる場所として特色を出していったり、またはそれに応えられるような設備を持ったりとか、そんなこと、あとはそれを引っ張っていくとか、うまく動かしていく人材ですね。そういったものをそろえてやっていくということも難しいなと思いますし、あとは利用のルールですかね、そんなものも結構難しいもんやと思っています。

ちょっとあまり長くは申し上げませんが、そんな面でやっぱり大きな課題はあるなと思いますので、町が主体となった整備というのは難しいというふうに思っておりますので、よろしくをお願いします。

そして、草刈りの地域通貨ですけども、小さなことからでも地域での地域通貨をということですが、これも地域通貨ということも大事なんでしょうし、大事なのは、私も大事だと思いますのは地域での消費の喚起ですね、これは大事なことやと思っております。この間もほっぴーさんの商品券のカード会ですね、皆さんとお話ししましたけれども、やは

りお買物は町内でとか、お食事は町内でとか、そういったことを多くの方に理解していただいでやっていただけるように、また頑張っていこうと、そんなお話もしてきましたので、そういったことを多くの方に御理解、御協力いただけるように、また頑張っていきたいと思っております。

こぶしロードについてですけれども、子どもたちに地域についてよく知ってもらえるような、そんなことにもつながるんじゃないかというようなことでもありましたけれども、そういったことは今、学校等において、よく地域教育等をしていただいていると思いますので、またいろいろなことについて、これからも学んでいってほしいと思います。

また、道路の名称ですけれども、そういったことをせんなという大きな必要性であったり、町民の皆さんからの大きな運動であったり、盛り上がりであったり、そういったことかあれば考えなければなというふうには思いますが、現在の段階では現状どおりが望ましいかと思っております。

以上です。

○議長（林 稔君） 3番 松井世己子君。

〔3番 松井世己子君 登壇〕

○3番（松井世己子君） ともかくなかなか大変な難しい課題も抱えておると思いますが、またよろしくをお願いします。

○議長（林 稔君） 次に、6番 松浦文治君。

〔6番 松浦文治君 登壇〕

○6番（松浦文治君） 私から防犯カメラ購入費等に補助をについて質問いたします。

区が管理するごみ集積所において不法投棄されたごみ、分別をきちんとしないごみ、集積日でない日に出されたごみの処理に管理者の区や町民が悩まされております。ごみを出す者は、その処理、リサイクルなどに責任を負うべきことは当然であります。また、廃棄物の減量その他、その適正な処理に関し、町の施策に協力すべきことも当然であります。清潔で健康的な社会生活を実現すべきと自覚する責任があると思っております。

区の方から、よく不法投棄に対して出る声は「もっと巡回活動してくれ」と。「防犯カメラの設置の増設とか、それから不法投棄されんように柵の設置などをして不法投棄をさせんように未然防止してほしい」という声です。「不法投棄物処理費の負担が毎年増加しているのが現状だと思います」という地域安全の相談をよく受けます。

不法投棄者の特定などが困難なために、ごみ集積所に不法投棄物がいつまでも残されて



おります。最終的には管理する区がお金を出して処理していることが大半のようです。

ここで町にお聞きいたします。

町の不法投棄状況はどのようでしょうか。町や警察は連携を図り、常日頃から不法投棄に対する監視の目を光られていると思いますけれども、検挙や指導状況はいかがでしょう。町内、区などからの苦情相談状況や区負担の不法投棄処理費はどのような状況かを把握しておいででしょうか。町は強化週・月間を設けて不法投棄に関する周知活動を行っていると思いますが、どのような活動状況でしょうか。また、巡回活動状況や活動結果はどのようでしょうか。

町所有の防犯カメラの貸出状況、効果などはどのようになっているでしょうか。

区で防犯カメラを購入する際、町で購入費に補助をしていただけないでしょうか。これは区長からの直接のお願いでした。

また、区の柵の設置などについても補助はできないでしょうか。

特に防犯カメラを目立つ場所に設置することは、見られていることを認識されていることで心理的な抑制力となり、防犯効果が期待できます。また、明確な証拠として機能すると同時に、見張りや映像の記録によって犯罪、トラブルを防ぐためのものにもなります。防犯カメラを数台設置しないと効果があまりないとの要望・意見が多く、この負担を軽減するためにも町に補助をお願いするものであります。どうか不法投棄などの犯罪を抑止して、安心安全なまちづくりをしていただきたいと願っております。

以上、質問を終わります。

○議長（林 稔君） 危機管理監兼環境安全課長 藤井博樹君。

〔危機管理監兼環境安全課長 藤井博樹君 登壇〕

○危機管理監兼環境安全課長（藤井博樹君） 6番 松浦議員の御質問にお答えいたします。

不法投棄の状況についてですが、区や個人から町に相談が寄せられ、特に対応を必要としたケースは、昨年度は6件ございました。過去には指導に至ったものもあります。

また、苦情や相談は、昨年度は区から5件、個人から2件、町に寄せられております。相談を受けた際には町の職員が現地を確認し、羽咋警察署や道路管理者と協力してパトロールを強化したり、町から不法投棄防止の看板やパネル、これを区に貸し出すなどの対策を講じております。

一部のごみステーションでは、ルールに従わないごみが回収されず、その結果として区が処理費用を負担するケースがありますが、具体的な負担額については、現時点では把握しておりません。

不法投棄の監視については、町が4名の監視員を委嘱しており、毎月特に不法投棄が多い場所を中心にパトロールを行っております。

不法投棄が発見された場合、町と監視員が連携し、迅速に対応を行っております。さらに、今年4月には初めて町が委嘱した環境美化推進員を対象とした初の研修会を開催し、各区の不法投棄防止や廃棄物の適正処理についての取組を強化をしております。

不法投棄監視カメラの貸出しは令和3年度から始まっており、希望する区に対して令和3年度は1件、4年度は3件、5年度は1件の貸出しを行いました。カメラの映像から不法投棄を行った人物を特定し、町から警察に相談したことで問題が解決したケースもございました。

カメラの購入補助については、カメラの貸出し実績を考慮し、区の要望も把握した上で町保有カメラの追加あるいは補助につきまして検討をいたします。

一方、柵やフェンスについては、不法投棄防止の効果はあるものの、土地管理全般に必要なものであるため、現段階では補助は考えておりません。

今後も不法投棄の禁止を含む廃棄物の適正処理について、町広報誌やホームページで継続的に周知するとともに、各種対応を着実に実施をしてまいります。

以上です。

○議長（林 稔君） 6番 松浦文治君。

〔6番 松浦文治君 登壇〕

○6番（松浦文治君） 先日、真夜中に区の管理するごみ集積所に大型ごみの収集した後、大型ごみの収集日の終わった、その日の真夜中やね、大量の畳とか水槽などのごみが不法投棄された事案が発生して、町とか警察に届けた事案がありましたことを聞いております。

その区の区長さんは、やっぱり残された大量の畳とか大型の水槽の処理費ね、頭ちょっと悩ませておったし、それに今度の大型ごみの収集日にまたこういうふうな不法投棄ね、明らかに何か知らないけれども、大量の畳、それから大型水槽ね、普通の個人の物ではない。それから、ごみを隣の県のナンバーをつけたトラックが不法ごみを積んだ車が待機し

とったという情報もあって、恐らく業者が不法投棄しとるといような疑いのある、そういう状況もあって、私らも区としても、いろいろやっぱり寝んと警戒しようかというような体制を取ろうとしているね。

そういうこともあるもので、町として何か、そういう町も何かそういう防犯対策、こんなゲリラ的な不法投棄するようなこういう町が狙われている。

それから、多くごみ出すようなところで道路脇にすぐ捨てられるような大型集積所が、そういうふう日があると、その日に狙われて捨てられているような状況があるもので、何とか町のほうも力を貸してほしいし、それから大型ごみの集積所は管理しているのは区だけれども、捨てられた、そんな事業所が来て捨てていかれたものを最終的に捨てられた区が責任持って処理するのは法律に決まっているとはいえ、何かちょっと腑に落ちん。

これも、あと町もこれは自分のところの関知したところやさかい、町としては知らんとは言わんけれども、処理するのは捨てられた区の責任だといようなそういう流れのようなそんなような思われるようなそういう対応、法律上は対応はそれでいいかもしれないけれども、何か区民としてちょっと腑に落ちんところあるもので、その点、町としてどんなふうに考えておるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（林 稔君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 松浦議員の再質問にお答えをいたします。

ただいま御紹介があったような事例ですね。本当に捨てたことは悪質であるし、また対応なされた集落の皆さんにおいては大変な御苦労があったというふうに思いますし、またこの町においてそんなことがなされたということは、もう許されざることやというふうに思います。

ということで、先ほども対応について例えばカメラのことですね、そんなこともお話しいたしましたけれども、また詳しく御存じだと思いますので、そういったことについてお話しただいて、集落のほうと、そういった起こった集落、起こらん集落も含めて、よく地域の皆さんと協議していきたいと思っておりますし、そんなことが決してないような町にしていかなければならないというふうにも思っておりますので、できる限りのことはしていきたいというふうに思っておりますので、今後検討したいと思います。

以上です。

○議長（林 稔君） 次に、1番 松本由理子君。

〔1番 松本由理子君 登壇〕

○1番（松本由理子君） 質問の機会を与えてくださり、ありがとうございます。

3月議会において、にぎわいの創出についてということで、廃校予定の小学校の一つを道の駅にはいかがかと御提案させていただきました。どのように廃校を利活用していくのかは、その地区の住民の方々の意見を十分に取り入れ、話し合い、決定していただきたいと思います。

道の駅のほかにも、にぎわいの創出を早急に図らねば、若者世帯が移住したいと判断する魅力が本町には少ないと思うのは、職員の皆様とも共通認識だと思っています。交流人口を上げるためにも、開催される町を挙げての宝浪漫マラソン、宝達志水大花火、SSTRなど効果的なイベントは多くあるのですが、もう少し小規模なイベント、マルシェのようなものを開催も支援してはいかがかと思います。子育て中のママや女性たちが自分の得意とすることを持ち寄り、同じ子育てママや女性をターゲットとし、起業を目指したり、コミュニティーをつくることを目的としています。

こういうイベントは、子育てママや女性に交流の場を提供することで、孤立感を解消し、子育てをより楽しく充実し、子育てママや女性のスキルアップを支援することで経済的自立を促進し、社会の貢献できる人材を育成することも目指せます。さらに、町のにぎわいを創出することで住みよいまちづくりに貢献することも目指せます。最後に、コミュニティーをつくることで子育てママや女性が助け合うことができるような環境を整えることを目指しています。

このようなイベントは、ほかの市町では自主的に多く開催されておりますが、本町内では、ほとんど見かけることがありません。町内所得の生きがい流出が起これ、「本町には楽しみがない」「休日に出かける場所がない」という声につながっているように思われます。若い女性たちだけではなく、同じようなことは例えば自家用に作っている野菜を持ち寄って提供したいと考える高齢者や農家の方たちの「軽トラ市」などを企画することも可能です。

年に1度の大きなイベントも必要ですが、冬は難しいかもしれないけれども、通年を通して楽しみ、にぎわいを感じられるまちづくりが子育て支援、移住支援、過疎化への歯止めなどに必要不可欠だと思います。支援と言っても、例えばさくらドームの会議室などを借りると営利目的だと使用料が倍になったりします。それを廃止していただく、もしくは使用料を無料にするなど小さな支援をすることで、女性に優しい町というイメージアップ

にもつながることかと思えます。御検討いただければと思うのですが、いかがでしょうか。

また、女性、特に若い方の考え方や感性を取り入れることは、ビジネスとしても観光としても町にとって、とても参考になり、力になることです。第1回定例会にて商工観光課がお示しくださった官民共創まちづくり戦略にもつながってくるかと思えます。官民共創まちづくり戦略の進行具合とともにお聞かせください。

以上、質問は終わりです。

○議長（林 稔君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 1番 松本議員の御質問にお答えいたします。

まず、御提案のようなイベントの開催に関しましては、お話にもありましたとおり、女性が自身の能力を十分に発揮し活躍できる環境をつくるとともに、コミュニティー形成や交流の場としても重要な役割を果たすことになると考えています。これは女性のスキルアップや経済的自立を促進するため、そして、子育て支援や地域の活性化にも寄与する重要なことと考えます。

また、「軽トラ市」についても同様に地域間の交流を深め、地域資源の活用や地域の活性化に寄与すると認識しています。全国各地で公有地でのキッチンカーや移動販売の営業を可能にする取組が行われていることを踏まえまして、本町でもこれらの取組を行うことを検討したいと考えますし、マルシェ等のイベント開催に意欲がある方々に対しても、目的や内容によって支援を検討することができると考えます。

一方で、公共施設の利用料軽減については、適切性を慎重に考慮すべきことと考えております。

そして、官民共創まちづくり戦略に関しては、若い世代や子育て世代、子育て中の方ばかりでなく、女性の考えや感性をまちづくりに反映すること、また経済的自立につながる人材育成や起業支援等の観点からも重要ですので、戦略への反映を進めたいと考えております。

以上です。

○議長（林 稔君） 1番 松本由理子君。

〔1番 松本由理子君 登壇〕

○1番（松本由理子君） 町長の前向きなご回答ありがとうございます。

さくらドームしかり、アステラスしかり、使われてない施設は多くあります。新しい施

設を造ってくださいというすごくお金のかかるお願いをしていることではありませんので、ぜひ前向きにこれからも御検討いただき、商工会にもまだ所属できないようなこれから頑張りたいと思っていられる方がたくさんいます。ぜひそれを応援できるような楽しい町をつくってくれる人たちが多く呼び込める町をつくっていただければと思います。

以上です。ありがとうございます。

○議長（林 稔君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 松本議員の再質問にお答えをいたします。

施設の利用についてですけれども、お話にありましたとおり町を盛り上げていこうかと、そういった方に対して使っていただくことは結構なんではありますけれども、やはり今そういった意欲があるからということだけではお貸しできんということもありますので、先ほど申し上げましたけれども、目的や内容について考えさせていただく、適切かどうか、そういうことを判断しなければというふうに思っておりますので、その点については御了承願います。

以上です。

○議長（林 稔君） 次に、4番 岩根信水君。

〔4番 岩根信水君 登壇〕

○4番（岩根信水君） 私から2点、降雨による浸水被害対策についてと風力発電の風車建設についての2点について質問させていただきます。

まず、降雨による浸水被害対策について質問いたします。

近年は集中豪雨、台風、線状降水帯の発生による長時間の降雨が発生しやすくなっております。そのため、住宅近傍の用水路が排水し切れず、あふれるケースが増えてきています。それによって、家屋の床下に浸水するという状況が発生しております。町内でもそういう地域が幾つかございます。町として調査に入っている経緯があり、把握はしているが、数年たっても対策が講じられていないというふうに聞いております。

特に山裾に近い集落では、長時間降り続く雨を山の土壌が吸収し切れないために集落の用水路に入り込んできて、用水路が許容できる雨量を超えているものと思われれます。被害を経験したことのある家の方は、雨が降るたびに不安を感じておられます。

降雨による浸水被害は、近年の気象変動による自然災害と言ってもよいと考えております。用水路があふれる箇所については、改修や迂回路を造る等の措置が必要と考えますが、

町は対策を講じる計画を立てているかということについてお伺いしたいと思います。

次に、風力発電の風車建設についてお聞きいたします。

先日、末森山の東側に、風力発電を目的として高さ180メートルの風車2基を建設する計画があると新聞報道がありました。180メートルという高さは、能登幹線と言われる中能登町から宝達志水町の山頂付近に建てられている送電線の鉄塔、高さ約150メートルでありますけれども、それよりも高い建築物になります。非常に大きくて、高さのある風車でございます。

風力発電はエコロジーな発電ではありますが、しかし、風車の回転により低周波の音や振動が発生し、近隣住民に健康被害が出たり、設置に係る整地、建築資材を運搬する際の道路整備などで森林を多く伐採することから、山や森の保水力が失われる可能性があるという報告もあります。

また、バードストライクと呼ばれていますが、鳥が風車の羽にぶつかって死んでしまうケースもあるそうです。これから放鳥が予定されているトキは非常に臆病な鳥でありますので、人工物に近づくことはまれかと思われませんが、ないとも限りません。加えて、そういった臆病なトキは、人工物や異音のある場所で営巣をしたり、餌場にするということはないと言われております。現在生息しているサギなどは、田んぼを耕しているトラクターの後ろについて浮いてきた餌をついばんだりするんですけれども、トキは臆病な鳥であるため、そういうことはないそうです。つまり、トキをほかの鳥と同様であると考えてはいけないということです。

以上のように住民の健康、山の保水力の低下による土砂災害、トキの放鳥などに影響が出る可能性があることから、本事業の計画については町として慎重に見極める必要があると考えております。

そこで、町は報道のような風車の建設計画及び進捗状況を把握しているかについてお伺いいたします。

また、現状では風車2基との報道ではありますが、計画が進んだ場合、風車を増設し、ウインドファームと呼ばれるような大規模な風力発電施設となる可能性はないのかということについても、分かる範囲で教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（林 稔君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 4番 岩根議員の御質問にお答えします。

近年、短期集中豪雨等により既設排水路の流下能力を超え、冠水が発生する地域が複数あります。それらの地域において調査を実施しており、将来的な対策を想定している地域もありますが、ハード面の対策については下流を含む広い地域における影響と効果を考慮した上で計画を策定する必要があり、中長期的な視点での対応が必要となります。

一方で、冠水防止のためには侵入水の防止と流下能力の確保が基本となり、水位や流量の調節といった運用による対策も重要です。

町では、大雨が予想される場合に、ため池の事前放流による貯水量調整、水門や堰等の操作による流下能力の確保等について農業施設管理者に対して協力要請を行っており、これらの対策により、近年は豪雨時の冠水等の被害防止に一定の効果が得られていると考えております。

また、早期にパトロールや危険箇所での対応を実施するとともに、住民への的確な情報提供により、安全確保のために迅速な対応を実施しております。今後もハード・ソフト両面での対策を適切に実施してまいりたいと考えております。

次に、風力発電計画についてですが、町は事業者に対し、町民や地元関係者への調査結果や計画の詳細についての十分な説明を行うよう求めております。さらに、必要に応じて内容について専門家等の意見を求め、町として評価を行いつつ、対応方針を検討したいと考えております。

私からは以上です。

○議長（林 稔君） 企画情報課長 坂井 賢君。

〔企画情報課長 坂井 賢君 登壇〕

○企画情報課長（坂井 賢君） 4番 岩根議員の御質問にお答えします。

私からは風力発電について建設計画、進捗状況についてお答えします。

平成29年度に広域農道沿いでの事業計画について説明を受けた後、事業者の変更とともに計画地も相見川上流域に変更され、令和2年度に改めて事業者から説明を受けております。昨年には事業者から近隣の複数の区長及び地権者に対しまして、事業の概要と風力発電の実現可能性を検証する風況観測設備の設置についての説明が行われております。

調査状況につきましては、風況観測棟の設置が本年4月に完了し、今後、騒音や超低周波音の影響、電波障害、鳥類や猛禽類等の動植物への影響、さらに景観に関するシミュレーション等を含む環境影響調査が行われる予定です。



これらの調査結果を基に、町や県への必要な手続きを進め、令和7年度に2基の風車の着工を予定しております。

なお、現時点では風車の増設計画はないとしております。

以上でございます。

○議長（林 稔君） 4番 岩根信水君。

〔4番 岩根信水君 登壇〕

○4番（岩根信水君） まず、降雨による浸水被害の対策についてですが、いろいろなことを対策し、ある一定の効果を収めているということでしたが、先週金曜日1日雨が降りました。実際にそのあふれるという箇所に行って見たんですけども、もうその箇所については、あふれる寸前、満たんてございました、たった1日で。あと二、三日たてば、あたりは水浸しになるというのは容易に想像できるような状態でもございましたので、実際に雨が降った後、現場を見ていただいて、しっかりとその状況に応じた対応をしていただければと思います。

次に、風力発電の風車建設についてでございますが、これは後になればなるほど建設中止ということは要望しにくくなりますので、できれば早期に住民の意見聴取をしていただきたいと思っております。相手方も事業者ですので、利益が非常に重要になってきますので、現在風量調査をしていると思っておりますが、後になればなるほど要望というのは通りにくくなると思っております。

あと、これは町に対してお願いなんですけれども、調査をするときに周辺地域の風力発電の調査結果を参考にしないでいただきたい。というのは、福浦志賀町の風力発電所、代表的なところなんですけれども、これも事前に調査を行った上で建設はしているんですけども、ここの風車は、風車を入れて高さ大体100メートル程度です。今回建設予定は180メートルと規模が全く違いますので、低周波のこの振動や建設に係る整地面積、資材運搬に必要な道路の拡幅幅についても、条件が大きく変わってくると思うと思われまますので、しっかりと今回の風車の大きさに合わせた調査をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（林 稔君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 岩根議員の再質問にお答えをいたします。

まず、雨のことで、この間の雨のときにひどい箇所を見てこられたということでござい

まして、その場所について、また情報、後ほどでも我々にお示しいただければと思いますし、やはりある程度しとるといふふうにはさっき申し上げましたけれども、完全な対応というのはなかなか難しい。地域の皆さんからの情報提供であったり、また協力して連携して対応していかなければならないということもあります。その中にはハード整備も大事だといふふうに認識をしております、必要な箇所については今後もしっかりと対応していきたいといふふうに思っております。

そして、風力発電について町民の方からの意見を事業者伝えて、開発建設についての我々としてどのような対応ができるかということをもうちょっとよく考えなければならぬので、それ踏まえた上で最後にもありましたけれども、この町における今の建設予定地で建設されようとしているものですね、これに関しての調査なり計画なりが妥当であるかどうかということを確認しなければと、改めてご指摘受けて思った、考えておりますので、そのような対応をしっかりとしていきたいと思っております。

ご意見にありましたように課題となる点ですね、大変多いと思っております。自然を守っていかなければならない、安全を守っていかなければならない、そしてトキの放鳥も進めていくということで、トキについては県も関心を持って、この風力発電のことですね、関心を持って調査研究をしていくといふふうにも言うております。そういったことに問題がないように、我々としてもしっかりとしなければならぬといふふうに思っております。

以上です。

○議長（林 稔君） 4番 岩根信水君。

〔4番 岩根信水君 登壇〕

○4番（岩根信水君） 今、県との相談ということにお伺いしたんですけれども、今、県の条例で風力発電の対象となる出力については、7,500キロワット以上が対象になると認識しております。新聞報道によりますと今回の事業についてはその7,500キロワットに対して7,490キロワットと県の対象外になっていると認識しております。非常にこの事業者は県の制度をきちんと把握した上で事業計画をしているようです。これによって県に計画段階環境配慮書という手続が必要なくなるんですね。ですから、調整先は町が主体となると思っておりますので、しっかりと見極めをしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（林 稔君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 岩根議員の御質問にお答えをいたします。

出力やそれに対する規制というのは、我々も先ほどおっしゃったようなことを認識しております。県との協議というのは、先ほどのトキの話で県のほうで調査するというので、その情報も得ながら我々としても必要な対応をしなければならないということでございます。

そして、出力や規制の関係というのも我々も認識しておりますので、我々自身というか町独自でそのような妥当性、いろいろ難しいこともありますから、最初の答弁でも申し上げましたけれども、我々としてしっかりと判断できるようなそんなような協力を得るなり、専門家の御協力を得るなり、そういったことしながら判断を、しっかりとした判断ができるようにしていかなければならないと思っておりますし、また町民の皆さんから御意見等あればしっかりと承って、これも考慮しながら対応してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（林 稔君） 次に、2番 西塔正樹君。

〔2番 西塔正樹君 登壇〕

○2番（西塔正樹君） まず最初に、奥能登、珠洲、穴水、大変な被害受けられた方に大変御苦労さまでございました。一言、私たちも残念ながら何もできなかったですけれどもということで、私は3点の御質問をいたします。

まず最初に、今の地震等に関わることなんですけれども、災害時用のことでお聞きしたいと思います。最大震度6強の地震や大水発生、土砂崩れなどの非常に危険な災害が当町に起こった際の手引、マニュアルなどはどのようになっておられますか。また、最新の災害マップなどの出る予定はございますか。その辺をお聞きしたいと思います。

そして、ボランティア協定など、ここが大事なところですか。当町にはあるのですか。自治体、民間活動など多くの方々のお力が必要となります。災害時には恐らく想定外というか、以上のことが起きる可能性があると思います。その辺のところをより細かく、当町ではどのような状況になって対応されるかをお聞きしたいと思います。

そして、2点目です。皆さんも記憶に新しい羽咋市で大変なことになりました。羽咋市の道の駅の千里浜道の駅の前で横断歩道上に2名の女兒がはねられ、あわや一刻を争う中で活動、活躍されたのがドクターヘリです。数十メートルしか離れていない公園に降りられ、一命を取りとめました。これは一分一秒を争う大変な事態だったとお聞きしております。そのように当町でもドクターヘリの重要性やPR活動など全町民の方々に広く知られ

ていますかお聞きしたいと思います。そして、当町における実績などもお聞かせ願いたいと思います。

そして、3点目です。所司原中山間地返金等についてです。

質問趣意書には、町が所司原組合に返還を求めている問題等についてということで私はお書きしました。町に対してです。その「等」の部分を最初にお聞きして本題に入ります。

今年3月10日、町は県と国に対して最終調査報告に基づく町の対応についての報告を提出しています。それに基づいてお聞きします。

まず、お聞きする第1は、直接支払制度の第3期の問題について町が対応した中身についてです。

今年3月10日に町が県や国に上げた調査結果への対応についてという報告書では、第3期に使用した通帳を組合前代表、塚本氏が平成29年8月24日に解約して、残金である125万円余を引き出したと書かれてあります。しかも、前代表は通帳からお金の引き出されたいきさつを覚えておらず、事実を客観的に裏づける資料がなかったので、それ以上の調査はできなかつたと書かれてあります。これは実に不思議です。

なぜなら、引き下ろした125万円余の約半分のお金も投入して買ったとされるイノシシ柵の材料費の支払いが、はくい農業協同組合志雄支店から、前代表の通帳と思われるところから支払われている書類がありました。しかも、支払いは通帳解約から2年後の令和元年12月10日ではありませんか。この支払いをした証拠となる書類は、役場にあった書類です。役場が依頼した弁護士さんは、「2年間、現金で公金を保持していたならという条件で違法じゃない」と言っておられるそうですが、2年間、現金で持ち続けていたわけでないことは明らかではありませんか。

町長は担当課の会議を経たこの結果を御存じだったはずですね。お答えください。

次に、町長が担当課から報告を受けて知っていて、県や国に報告する公文書に調査報告を偽って記載するというのは、大きな罪となります。どういう罪か御存じですよ。嘘偽りのない町長の見解をお聞きします。

次にお聞きするのは、町が所司原集落に返せと言っている4枚の請求書とありますが、返却命令書の合計88万8,913円についてです。今回、取り上げるのは、このお金を所司原集落の農業者に返せという資格が町にはあるのかどうかということです。

まず、お聞きしますのは、一番大きな返却額がかかれてある85万6,759円についてです。84万8,759円に恐らく利子がついていますね。このお金について令和元年の実績報告書、

つまり令和元年のお金の使い道が書かれた書類には、84万8,759円を協定参加者に配分したと書かれてあるということです。誰に幾ら配分したのかが書かれてあります。そして、配分表には受領印が押されてあります。2つの受領印だけ本当の判このようですが、その他の判こは三文判です。

そのため、その2つの本当の判この持ち主に問いただしたところ、誰が配分表に判こを押してくれと言って回る役割だったのかが明らかになりました。しかし、その方は全員のところに回るができなかったようで、一番上に書かれた方だけのところに行って判こを押してもらったようです。

最初、担当課長補佐は、たまたまその書類が書類の束の中に挟まっていたと言っていたようですが、今ではこの書類を持ってきたのが前の所司原組合の代表だというではありませんか。なかなか教えてくれてなかったんです。やっと答えてくれました。つまり、所司原の農業者が受け取っていないお金を配分したという書類を役場に持ってきたのは前代表だということを知りました。

ところが、実際には配分されていなかったのです。この84万8,759円を何に使ったのか。担当課が県や国に提出した報告書では、水路の維持管理に使っていたということです。中山間地域等直接支払制度の趣旨に合致している使い道をしていただけの話じゃありませんか。令和元年度の余ったお金である84万8,759円を組合員に配分して山分けしたのではなく、水路の維持管理に使っていたお金を返せというのは納得ができません。

ましてや、町は国や県への報告書で町のチェック体制に問題があったと自己批判しているのではないですか。令和元年度、令和2年度の町のチェック体制が生み出した結果ではないのですか。しかも、どこかで一杯やっていた無駄遣いしていたのじゃありませんよ。水路の維持管理のために使っていたのですよ。国や県、町の中山間地の直接支払金制度の趣旨に合致した使い方をしていて罰せられるのではないと思います。町がまともなチェックができていなかったことの責任を、なぜ所司原の農業者が取らなければならないのでしょうか。

所司原の農業者の総会でも全員が、全員がですよ、「なぜ俺たちが町と元代表の責任を取らないといけないのか」という意見が相次ぎました。町長は、これだけ世間を騒がせたことに誰かが何か責任を取らなければならないと思って、何の責任もない所司原の真面目な農業者に転嫁するようなやり方はやめるべきです。

責任を取るべきは、農業者の総会を開催もせず、独断で何らかの目的を持って協定参加

者に配分したと偽りの配分表なるものをつくり、そして役場に提出し、それを受け取って、それでよとした役場の担当課にも責任があるんじゃないでしょうか。犠牲者に罪を転嫁するようなこのようなやり方は行政としてあってしかるべきことです。これが町長の政治姿勢ですか。お聞きします。

以上で質問を終わります。

○議長（林 稔君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 2番 西塔議員の御質問にお答えします。

5月5日14時42分に発生した地震では、珠洲市で震度6強の揺れを観測し、本町においても震度3の揺れを観測しました。珠洲市ではお一人がお亡くなりになるとともに、数多く負傷者や建物被害が出ており、改めてお見舞い申し上げますとともに、災害の脅威や事前の備えの大切さを痛感しております。

まず、ボランティア協定についてですが、町は地域防災計画に基づき、県民ボランティアセンターが災害対策ボランティア本部を設置した場合、町社会福祉協議会と協力してボランティア活動の支援及び調整窓口として災害対策ボランティア現地本部を設置することとしています。

今後はボランティア活動が円滑に行われるよう、町社会福祉協議会との連携及び協力を深めるとともに、町社会福祉協議会の職員が珠洲市の災害ボランティア現地本部で協力活動を行った経験等を生かし、協力締結等の体制整備を進める予定です。

なお、ボランティア協定以外の応援協定等も関係自治体、また企業等組織とも結んでおりまして、そちらによる支援等も、これまで受けておるところでございまして、これまでの連携等もしっかりと生かしながら、町の安全のためにつなげていきたいと思っております。

次に、所司原集落協定に対する返還金の要求については、4月24日の期限を過ぎ、5月12日には督促状を送付しておりますが、まだ返還されておられません。集落協定には引き続き返還を求めてまいります。

不安感の払拭ということについて、まず町としては3月10日に捜査結果を報告しており、今後は再発防止策を確実に実行することにより、町民の信頼回復につなげたいと考えております。

また、返還金や様々な状況についての進展を待つことも重要ではありますが、私として

は以前のように集落の皆さんが一致協力して農事や様々な行事、活動に取り組んでいただけることを心から期待しておりますし、集落の皆さん、町民の方々においても同様のお気持ちではないかと考えております。

所司原区はいわれも深く、ゆかりある方を初め多くの方から敬意を寄せられる集落であります。区民の皆さんには現在それぞれに様々な思いやお気持ち、お考えがあることと思いますが、互いに歩み寄り、集落の将来のために御協力いただくことを心からお願い申し上げます。

そして、僭越ながら塚本議員には地元の議員として、うちにあつては集落の融和のために、外に対しては不安払拭のために御行動いただくことを御期待申し上げます。

なお、返還金等にといいことで通告外のことの御質問がございましたが、これについては答弁はいたしませんし、その中にいろいろございましたけれども、私どもは事実に基づいて調査をしております。そして、報告書につきましても、正確に虚偽なく作成をしているところでございます。

ということで、何かこれまでも申し上げておりますけれども、何か我々が隠したりとか何か都合の悪いことを隠したりとか違うことを書いたり、調べたと言ってそんなふうにしたりとか、そんなことは一切ありませんので御了承願いますし、そのほかいろいろ言うておりましたけれども、何も申し上げることはありません。

以上です。

○議長（林 稔君） 危機管理監兼環境安全課長 藤井博樹君。

〔危機管理監兼環境安全課長 藤井博樹君 登壇〕

○危機管理監兼環境安全課長（藤井博樹君） 2番 西塔議員の質問にお答えいたします。

地震などの災害対策につきましては、本町では町民の生命、身体、そして財産を守ることを目的とし、災害対策基本法42条に基づき、地域防災計画を策定し、災害予防、緊急対応、そして復旧・復興対策を実施をしております。各種災害におきまして、それぞれマニュアルを定めておりますが、大規模地震につきましては、町内において震度5弱以上の地震が発生した場合、速やかに災害対策本部を設置し、全職員が災害対応に当たります。その際、消防、警察などの関係機関と連携しながら、災害情報を収集し、必要に応じて県を通じて自衛隊への災害派遣要請などを行い、一刻も早く救助・救急活動に対応することを目標としております。

本町では、さらに町内外からの救助組織・機関の活動を統制・調整をする体制を検討し、

町の災害対策本部の体制の改善を図っております。今年3月の町防災会議で、この改善案が承認され、今後は防災訓練を通じて、これをより実効性あるように進化させる計画でございます。

防災マップについては、本町では令和3年3月に作成した「わが家の防災マップ」において、地震、津波、洪水・土砂災害、ため池に対するハザードマップや各種災害への備えを詳細に説明し、町内全世帯に配布をしております。

地震による被害想定については、県による見直しが今後予定されておると聞いておりますので、その結果について判明し次第、速やかに町民に周知をする予定であります。

また、洪水については、「わが家の防災マップ」に子浦川の洪水浸水想定区域を掲載しておりますが、今年5月に県が管理する町内の13河川について最大規模の降雨による洪水浸水想定区域を指定し、公表されました。この情報は既に町のホームページに掲載しており、併せて早期に当該河川の洪水ハザードマップを作成し、町民に提供する予定です。

引き続き町民の安心と安全の確保に努め、地域の災害リスク、適切な避難行動、そして災害の備えなどを周知し、理解を深めることに努めてまいります。

次に、ドクターヘリについてお答えいたします。

ドクターヘリは、初期治療に必要な医療機器や医薬品を備えたヘリコプターで医師が乗り込み、迅速に現場に到着して救急に対する医療行為を行い、適切な医療施設搬送するシステムであり、救命率の向上につながっております。

特に東日本大震災などの大規模災害時においては、被災地の医療機関が機能停止した中において、ドクターヘリはその機動力を発揮して被災地域外から急行し、傷病者の救護、救命処置、そして搬送を行いました。このようにドクターヘリは住民の生命と健康を保護するための非常に重要なシステムです。

ドクターヘリの重要性については平成30年に石川県でドクターヘリの運用が開始された際、同年10月の町広報紙で掲載し、町民に広く周知をいたしました。また、石川県のホームページでも継続的に情報が掲載をされております。運用開始以来、今年5月末までの本町におけるドクターヘリの運用実績は合計32件、令和3年が6件、4年が7件、そして5年が2件となっております。

以上です。

○議長（林 稔君） 2番 西塔正樹君。

〔2番 西塔正樹君 登壇〕



○2番（西塔正樹君） もう一度お聞きします。

中山間地域組合の方々との早期解決に向けた取組、それは町長はお考えはありますか。  
的確に一言でお答えください。

○議長（林 稔君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 西塔議員の御質問にお答えをします。

早期の解決というようなことですけれども、私どもが求めておりますのは返還金のこと  
でありますし、また先ほど申し上げましたけれども、それだけではなくて集落がもとのよ  
うに協力体制が築かれること、これが何よりも大切なことだというふうに思っておりまし  
て、そのために我々においてできることがあればしっかりと何でもしていかなければなら  
ないというふうに思っております。

以上です。

○議長（林 稔君） 以上で通告のありました一般質問が全て終了いたしました。

これをもって一般質問を終結いたします。

#### ◎議案の委員会付託

○議長（林 稔君） お諮りします。議案第29号から議案第32号までの議案4件及び報  
告第3号から報告第15号までの報告13件につきましては、議案付託表のとおり各常任委員  
会及び病院運営特別委員会に付託することとしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 稔君） 御異議ないものと認めます。したがって、議案第29号から議案第  
32号までの議案4件及び報告第3号から報告第15号までの報告13件は、議案付託表のと  
おり各常任委員会及び病院運営特別委員会に付託することに決定いたしました。

#### ◎休会の議決

○議長（林 稔君） お諮りします。委員会審議のため明6月9日から6月15日までの  
7日間を休会といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 稔君） 御異議ないものと認めます。したがって、明6月9日から6月15  
日までの7日間を休会することに決定いたしました。

◎散 会

○議長（林 稔君） これで本日の日程は全て終了いたしました。

なお、次回は6月16日午後2時から会議を開きますので、御参集ください。

本日はこれで散会いたします。

御苦労さまでした。

午後零時12分散会

令和5年6月16日（金曜日）

◎出席議員

1 番	松 本 由理子	7 番	林 稔
2 番	西 塔 正 樹	8 番	塚 本 勇 仁
3 番	松 井 世己子	9 番	久 保 喜 六
4 番	岩 根 信 水	10 番	守 田 幸 則
5 番	勝 二 正 人	11 番	北 本 俊 一
6 番	松 浦 文 治	12 番	北 信 幸

◎欠席議員

な し

◎職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 浜 坂 浩 幸  
次 長 十 丸 幸 代

◎説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長 寶 達 典 久  
総務課長 岡 田 正 人  
危機管理監兼  
環境安全課長 藤 井 博 樹  
企画情報課長 坂 井 賢  
財政課長 金 田 成 人  
商工観光課長 守 田 幸 浩  
税務住民課長 松 浦 賢 也  
健康福祉課長 山 本 重 之  
健康づくり推進  
室 長 松 坂 久 代

子育て応援室長	中川郷子
農林水産課長	秋田正之
地域整備課長	杉谷克久
会計課長	山本昭弘
宝達志水病院 事務局長	森田哲也
教育長	細江孝
学校教育課長兼 小学校統合準備 室長	安達大治
学校教育課 担当課長	岡本泰
生涯学習課長	宮本孝則

### ◎議事日程

- 日程第1 委員長報告
- 日程第2 委員長報告に対する質疑
- 日程第3 討論
- 日程第4 採決
- (追加日程)
- 日程第1 議案第35号 宝達志水町山の龍宮城建設工事請負契約の締結について
- 日程第2 議案第36号 町道米出今浜線橋梁整備工事(上部工)請負契約の締結について
- 日程第3 発議第1号 学校給食の無償化制度の構築を求める意見書について
- 日程第4 提案理由の説明
- 日程第5 議案に対する質疑
- 日程第6 討論
- 日程第7 採決
- 日程第8 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査

◎開 議

○議長（林 稔君） あらかじめ申し上げます。

町広報担当課及び報道機関からビデオ、写真撮影の申出がありましたので、これを許可いたします。また、議会の生中継をインターネットで配信しております。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、6月8日の本会議に引き続き、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎委員長報告

○議長（林 稔君） それでは、日程第1 委員長報告を行います。

先に、各委員会に付託しました議案の審査の経過と並びに結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、病院運営特別委員会委員長 松浦文治君。

〔病院運営特別委員会委員長 松浦文治君 登壇〕

○病院運営特別委員会委員長（松浦文治君） 今定例会において、本委員会に付託されました案件について、去る6月9日に病院運営特別委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案付託表のとおりであります。

委員会では、付託案件について町当局から説明を受け、医師確保についての修学資金について、ドクターヘリの離着陸場所について、病院のコロナ感染対策についてなどの質疑があり、活発な審査が行われました。

委員会では、付託案件について慎重に審査した結果、専決処分の報告2件はいずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、本委員会に付託されました案件の審査及び協議の経過と結果について御報告申し上げます。

○議長（林 稔君） 次に、教育厚生常任委員会委員長 勝二正人君。

〔教育厚生常任委員会委員長 勝二正人君 登壇〕

○教育厚生常任委員会委員長（勝二正人君） 今定例会において、本委員会に付託されま

した案件について、去る6月12日に教育厚生常任委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求め、審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案付託表のとおりであります。

委員会では、国際交流の募集状況について、部活動における外部指導者について、ほっぴーパークについてなどの質疑があり、活発な審査が行われました。

委員会では、付託案件について慎重に審査した結果、議案1件は原案のとおり可決すべきものと決定し、専決処分の報告5件はいずれも原案どおり承認すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程において、統合小学校改修工事については工事の進捗に遅れが出ないよう子どもの安全を考慮し、十分な安全管理を図り、工事を進められたいとの意見が出されましたことを申し上げます。

最後に、本委員会では、所管事務調査のため閉会中の継続審査について議長に報告し、本会議において決議を願うことで委員各位の御了承をいただいたことも、併せて報告いたします。

以上、本委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げ、教育厚生常任委員会委員長報告といたします。

○議長（林 稔君） 次に、総務産業建設常任委員会委員長 岩根信水君。

〔総務産業建設常任委員会委員長 岩根信水君 登壇〕

○総務産業建設常任委員会委員長（岩根信水君） 今定例会において、本委員会に付託されました案件について、去る6月14日に総務産業建設常任委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案付託表のとおりであります。

委員会では、道路の危険箇所について、ほっぴーさん商品券について、温泉施設の委託についてなど多くの質疑があり、活発な審査が行われました。

本委員会では、付託案件について慎重に審査した結果、議案4件についてはいずれも原案のとおり可決すべきものと決定し、専決処分の報告5件はいずれも原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程において3つの意見が出されました。

1つ目は、人口増加を町施策の大きな柱として積極的な施策を講じられたい、2つ目は、

ほっぴーさん商品券を有効に活用し、町民の生活支援及び活性化に努められたい、3つ目は、町税を適正に活用できるよう精査されたいとの意見が出されましたことを申し添えます。

最後に、本委員会では、所管事務調査のため閉会中の継続審査について議長に報告し、本会議において決議を願うことで委員各位の御了承をいただいたことも、併せて御報告いたします。

以上、本委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げ、総務産業建設常任委員会委員長報告といたします。

○議長（林 稔君） これで委員長報告が終わりました。

#### ◎委員長報告に対する質疑

○議長（林 稔君） 次に、日程第2 委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（林 稔君） 質疑がないようですので、これで委員長報告に対する質疑を終結いたします。

#### ◎討 論

○議長（林 稔君） これから議案全般にわたっての討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（林 稔君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

#### ◎採 決

○議長（林 稔君） これより採決に入ります。

まず、議案第29号 令和5年度宝達志水町一般会計補正予算（第2号）を採決します。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第29号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 稔君） 御異議ないものと認めます。したがって、議案第29号は委員長の

報告のとおり可決されました。

○議長（林 稔君） 次に、議案第30号 令和5年度宝達志水町水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第30号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 稔君） 御異議ないものと認めます。したがって、議案第30号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（林 稔君） 次に、議案第31号 令和5年度宝達志水町下水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第31号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 稔君） 御異議ないものと認めます。したがって、議案第31号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（林 稔君） 次に、議案第32号 宝達志水町印鑑条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第32号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 稔君） 御異議ないものと認めます。したがって、議案第32号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（林 稔君） 次に、報告第3号 専決処分の報告について、専決第1号 令和4年度宝達志水町一般会計補正予算（第13号）から報告第8号 専決処分の報告について、専決第6号 令和4年度宝達志水町病院事業会計補正予算（第5号）までの報告6件を一括して採決します。



本案に対する委員長の報告はいずれも承認です。報告第3号から報告第8号までの報告6件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 稔君） 御異議ないものと認めます。したがって、報告第3号から報告第8号までの報告6件は、委員長の報告のとおり承認されました。

○議長（林 稔君） 次に、報告第9号 令和4年度宝達志水町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告については、地方自治法施行令第146条第2項の規定による報告であり、報告第10号 令和4年度宝達志水町下水道事業会計予算繰越計算書の報告については、地方公営企業法第26条第3項の規定による報告でありますので、いずれも賢察の上、御了承願います。

○議長（林 稔君） 次に、報告第11号 専決処分の報告について、専決第7号 宝達志水町税条例の一部を改正する条例についてから報告第14号 専決処分の報告について、専決第10号 宝達志水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてまでの報告4件を一括して採決します。

本案に対する委員長の報告はいずれも承認です。報告第11号から報告第14号までの報告4件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 稔君） 御異議ないものと認めます。したがって、報告第11号から報告第14号までの報告4件は、委員長の報告のとおり承認されました。

○議長（林 稔君） 次に、報告第15号 専決処分の報告について、専決第11号 専決処分（被害賠償額を定め和解することについて）は、地方自治法第180条第2項の規定による報告でありますので、御賢察の上、御了承願います。

#### ◎日程の追加

○議長（林 稔君） お諮りします。ただいま議案3件が提出されました。この際、これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 稔君） 御異議なしと認めます。したがって、これを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程を書記に配付させます。

〔追加日程配付〕

#### ◎追加議案の上程・説明

○議長（林 稔君） それでは、追加日程第1、議案第35号 宝達志水町山の龍宮城建設工事請負契約の締結についてから発議第1号 学校給食の無償化制度の構築を求める意見書までの議案3件を一括として議題とします。

提出者の提案理由を求めます。

町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 今定例会に追加にて提案いたします、契約案件2件についてご説明申し上げます。

議案第35号及び議案第36号の契約案件については、予定価格が5,000万円以上の工事であることから、宝達志水町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を賜りたいとするものであります。

議案第35号 宝達志水町山の龍宮城建設工事請負契約の締結については、山の龍宮城の移転、新築工事を行うものであり、勝二建設株式会社と8,868万4,456円で契約を締結したいとするものであります。

次に、議案第36号 町道米出今浜線橋梁整備工事（上部工）請負契約の締結については、町道米出今浜線の宝達川に架ける橋梁の上部工事を行うものであり、株式会社ピーエス三菱金沢営業所と1億4,960万円で契約を締結したいとするものであります。

以上で案件の提案理由説明を終わりますが、何とぞ慎重なる御審議の上、適切なる御決議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（林 稔君） 次に、10番 守田幸則君。

〔10番 守田幸則君 登壇〕

○10番（守田幸則君） 発議第1号 学校給食の無償化制度の構築を求める意見書についてであります。

義務教育諸学校では、学校給食法第2条に定める学校給食の目標の達成に向け、生きた

教材である給食を通じた食育が行われてきております。その意義は大きく、教科学習とともに、学校教育の大きな柱の一つともなっております。

現在、食料品などの物価高騰の影響により、経済的に苦しい状況にある保護者も多く、今こそ無償化が切に求められる状況であります。財政余力が貧しく、無償化の実施が困難な自治体も多いため、国内全ての学校で無償化を実現するためには、国の関与が必須であります。

よって、国におかれましては、学校給食の無償化を実現するため、主体となって必要な制度を構築するよう強く要望するものであります。

以上、提案の趣旨を述べましたが、議員各位の御理解をいただき、適切な御決議を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（林 稔君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

#### ◎議案に対する質疑

○議長（林 稔君） ここで、議案に対する質疑を許します。質疑はありますか。

9番 久保喜六君。

〔9番 久保喜六君 登壇〕

○9番（久保喜六君） 議案第35号 宝達志水町山の龍宮城建設工事請負契約のことでちょっとお聞きしたいと思います。

先ほど全協では3社の入札で92%の落札金額ということを知っていましたが、これの予定価格が幾らだったのかと、最低制限価格が幾らだったかというのをまず教えてください。

○議長（林 稔君） 金田財政課長。

〔財政課長 金田成人君 登壇〕

○財政課長（金田成人君） 宝達志水町山の龍宮城建設工事の予定価格でございますが、9,639万6,148円でございます。最低制限価格は8,868万4,456円でございます。

以上でございます。

○議長（林 稔君） 9番 久保喜六君。

〔9番 久保喜六君 登壇〕

○9番（久保喜六君） いや、ちょっと今の聞いてびっくりなんですけれども、最低制限価格と落札金額というのは1円単位までぴったりなんですよね、これ。1円単位までとい

うのにもまずちょっと驚きというのがあって、何か答えでもあったのかというぐらいぴったりという部分で、これ1円単位まで、予定価格もそうですけれども、最低制限価格もそうですけれども、1円単位まで設定した……。今回はしてあると思うんですけれども、1円単位まで細かい。これは過去に町の物件でこんな1円単位まで設定した物件があったのでしょうか。何か私ちらっと……。まず、1円単位まで設定しているのがあるのかなのか、ちょっと教えてください。

○議長（林 稔君） 財政課長、金田成人君。

〔財政課長 金田成人君 登壇〕

○財政課長（金田成人君） 9番 久保議員の再質疑にお答えします。

過去に1円単位まで設定した予定価格があったかということでございますけれども、自分が記憶している中では特にございません。

以上でございます。

○議長（林 稔君） 9番 久保喜六君。

〔9番 久保喜六君 登壇〕

○9番（久保喜六君） 今、財政課長の話もありましたが、1円単位で細かい予定価格というそういうものであったりとかというのはないという。何で今回からこんな1円単位までというのがちょっと疑問には残るんですけれども、あまりにも最低制限価格と落札の金額がぴったりと1円単位までというのがどうも疑問が湧いてくると。何か官製談合でもあったんじゃないかというぐらいにぴったりきているというちょっと疑問が残ります。

あと、これただ大きい工事でありますので、例えば取られた業者さんであったり、そういうところも、よくうちの町ではこの業者さんが取られておりますが、例えば専任の管理者であるとか在駐するというようなこと、あとは下請業者であったりとか、そういうものをまた地元の業者を使っていただくというようなことというのは書いてあるのか、要綱にですね、というのをちょっと聞きたいと思います。

○議長（林 稔君） 金田成人財政課長。

〔財政課長 金田成人君 登壇〕

○財政課長（金田成人君） 9番 久保議員の再質疑にお答えいたします。

1円でぴったりということでございますけれども、これは計算し得ることでございます。なぜ1円になったかという、設計価格そのままがこの1円単位までの価格であったからでございます。

それと、予定価格は既に公表してございます。最低制限価格の算出方法も要綱で定めてございます。設計書に基づき予定価格というのは算出することになっておりますが、この予定価格の10分の9.2から10分の7.5の以外になった場合に、設計書から計算した場合に10分の9.2を上回る場合、また10分の7.5を下回る場合、この場合は上限、上回った場合は、超える場合は10分の9.2、それから下回った場合は10分の7.5として最低制限価格を求めることになっております。これは要綱で公表してございます。計算し得るといふふうに思っております。

以上でございます。

失礼しました。もう1点、下請業者でございますけれども、以前、久保議員の御質問にお答えしておりますが、要綱には規定してございませんが、町の工事の約款に下請業者をできるだけ町内の業者を使うということに定めてございます。契約の折には改めてそれを文書にして、各契約者と文書の内容について取り交わしをしております。

以上でございます。

○議長（林 稔君） 9番 久保喜六君。

〔9番 久保喜六君 登壇〕

○9番（久保喜六君） 1円単位でもあり得るといふ今後は、今回からというか、今まではなくて、今回からこの1円単位までの設定をするということによろしいんでしょうかね。というふうに私、今理解したんですけども、今後もうこういう1円単位で細かく出てくると。さっきの計算式じゃないですけども、予定制限価格も1円単位で出てくる可能性がある。また、ぴったりになる可能性もあるということによろしいんですね。

○議長（林 稔君） 財政課長、金田成人君。

〔財政課長 金田成人君 登壇〕

○財政課長（金田成人君） 9番 久保議員の再質疑にお答えします。

今後1円単位のことがあり得るといふことではございますけれども、設計でそのように上がってくれば当然そのようなことはあり得ると。それから、最低制限価格は既に計算式公表されておりますので、これも1円単位で最低制限価格が定まることはあり得ると思っております。

ただ、必ずしもこのように、いつも1円単位ということではないというふうに思っております。以前も千円単位での設計価格もありますので、そのときにどういう設計価格で上がってくるかということでは決まると思っております。

以上でございます。

○議長（林 稔君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（林 稔君） 質疑なしと認め、これで質疑を終結いたします。

#### ◎討 論

○議長（林 稔君） 次に、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（林 稔君） 討論なしと認め、これで討論を終結します。

#### ◎採 決

○議長（林 稔君） これより採決に入ります。

議案第35号 宝達志水町山の龍宮城建設工事請負契約の締結についてを採決します。

この採決は起立により行います。

議案第35号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林 稔君） 起立多数です。したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

○議長（林 稔君） 次に、議案第36号 町道米出今浜線橋梁整備工事（上部工）建設工事請負契約の締結についてを採決します。

この採決は起立により行います。

議案第36号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林 稔君） 起立全員です。したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

○議長（林 稔君） 次に、発議第1号 学校給食の無償化制度の構築を求める意見書を採決します。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 稔君） 御異議ないものと認めます。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

〔「議長、動議」という声あり〕

○議長（林 稔君） 12番 北 信幸君。

〔12番 北 信幸君 登壇〕

○12番（北 信幸君） 私は中山間地等支払制度について、所司原中山間地管理組合の問題について、地方自治法第100条について調査特別委員会を設置することを求めたいと思います。

先ほどの今定例会で一般質問されました西塔議員の質問の大きな重大さでございますけれども、国や県に上げた所司原問題における宝達志水町の報告書が事実と反するのではないかという問題です。この質問に対して、町長は答弁を避けております。行政が明らかな理由で、まともな調査ができないのであれば、議会がそれをたすべきだと思うわけでございます。

まだまだたくさんあるんですけれども、時の代表の方が12年間で多くの使途不明金の交付金が浮かび上がっております。行政がそうしたことにそれ以上調査できないのであれば、事実を明らかにするためにも、関係者の出頭や証言を求めることができる調査特別委員会を設置し、事実を明らかにしなければなりません。100条の調査委員会制限を持った議会がこの問題を解決をしなければなりません。

先般から地元管理組合のほうで告訴、告発状が提出されておるとも聞いております。町民はもとより、県内外からもそういった「そろそろ8か月もたつ。はっきりしてほしい」という声は本当にたくさん届いております。そういったことにも我々問題を解決するのは、この我々の議会でございます。議員各位にはそのことを十分御理解をいただき、賛同賜りますことをお願いを申し上げまして、動議の説明といたします。

○議長（林 稔君） ただいま北 信幸君から、地方自治法第100条に基づいて所司原中山間地管理組合の調査を求めるという動議が出ました。この動議について、動議を認めるかどうかの賛成の方の同意を求めます。

〔「賛成」という声あり〕

○議長（林 稔君） この動議は所定の賛同者がおりますので、成立いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午後 3 時10分休憩

午後 3 時11分再開

○議長（林 稔君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。本動議を日程に追加し、直ちに議題とすることについてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本動議を日程に追加し、議題とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林 稔君） 起立少数です。したがって、所司原中山間地管理組合の調査を求める件について、本動議を追加し、直ちに議題とすることは否決されました。

暫時休憩いたします。

午後 3 時12分休憩

午後 3 時13分再開

○議長（林 稔君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### ◎各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査

○議長（林 稔君） 次に、各委員会の閉会中の継続調査の申出についてを議題といたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、各委員会の所管事務及び所掌事務調査のため、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各各常任委員会委員長並びに議会運営委員会の委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 稔君） 御異議ないものと認めます。したがって、各常任委員会委員長及び議会運営委員会の委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

#### ◎閉議・閉会

○議長（林 稔君） これで、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。



令和5年第2回定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後3時15分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 林 稔

署名議員 北 信 幸

署名議員 松 本 由理子